

- 第四十七条 道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両（人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にあつてはその状態におけるものをいい、他の車両を牽引している場合にあつては当該牽引されている車両を含む。以下本節及び第八章中同じ。）の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度は、政令で定める。
- 2 車両でその幅、重量、高さ、長さ又は最小回転半径が前項の政令で定める最高限度をこえるものは、道路を通行させてはならない。
 - 3 道路管理者は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、トンネル、橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路について、車両でその重量又は高さが構造計算その他の計算又は試験によつて安全であると認められる限度をこえるものの通行を禁止し、又は制限することができる。
 - 4 前三項に規定するもののほか、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両についての制限に関する基準は、政令で定める。

第四十七条の二 道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるときは、前条第二項の規定又は同条第三項の規定による禁止若しくは制限にかかわらず、当該車両を通行させようとする者の申請に基づいて、通行経路、通行時間等について、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を附して、同条第一項の政令で定める最高限度又は同条第三項に規定する限度をこえる車両の通行を許可することができる。

- 2 前項の申請が道路管理者を異にする二以上の道路に係るものであるとき(国土交通省令で定める場合を除く。)は、同項の許可に関する権限は、政令で定めるところにより、一の道路の道路管理者が行うものとする。この場合において、当該一の道路の道路管理者が同項の許可をしようとするときは、他の道路の道路管理者に協議し、その同意を得なければならない。
- 3 前項の規定により二以上の道路について一の道路の道路管理者が行う第一項の許可を受けようとする者は、手数料を道路管理者(当該許可に関する権限を行う者が国土交通大臣である場合にあつては、国)に納めなければならない。
- 4 前項の手数料の額は、実費を勘案して、当該許可に関する権限を行う者が国土交通大臣である場合にあつては政令で、その他の者である場合にあつては当該道路管理者である地方公共団体の条例で定める。
- 5 道路管理者は、第一項の許可をしたときは、許可証を交付しなければならない。
- 6 前項の規定により許可証の交付を受けた者は、当該許可に係る通行中、当該許可証を当該車両に備え付けていなければならない。
- 7 第一項の許可の申請の方法、第五項の許可証の様式その他第一項の許可の手続について必要な事項は、国土交通省令で定める。

特殊車両の通行に関する指導取締要領（道路局長通達）の改正内容

- （１）「車両の通行の制限について」（昭和５３年１２月１日付け建設省道交発９６号道路局長通達）別添２「特殊車両の通行に関する指導取締要領」を「道路法第４７条の３に係る行政処分等の基準について」に名称を改め、内容を改正しました。
主な改正内容は以下のとおりです。

- ① 繰り返し特殊車両を違法に通行させた者又は車両重量自動計測装置の計測結果によってその使用している特殊車両を繰り返し違法に通行させたことを確認されて警告を受けた者（以下「違反者等」という。）に対して是正指導を行うこととして、次のものを追加しました。

第４ 繰り返し特殊車両を違法に通行させた者等に対する措置

道路管理者は、繰り返し特殊車両を違法に通行させた者（法人又は人の業務に関して特殊車両を違法に通行させた場合にあっては当該法人又は人）又は第３の２により警告を受けた者を国道事務所等に呼び出して対面で是正指導書を手交するなどし、再び違反行為がなされないよう、是正を求めるものとする。

- ② 是正指導内容、許可取消内容等の公表を行うこととして、次のものを追加しました。

第４ 繰り返し特殊車両を違法に通行させた者等に対する措置

道路管理者は、①による是正指導を繰り返し受けたにもかかわらず、当該是正指導を受けた者が是正に応じない場合は、弁明の機会を付与したうえ、再び①による是正指導を実施し、その名称及び是正指導内容等を公表するものとする。

許可の取消しを行った道路管理者は、許可の取消しを受けた者の名称及び取り消した許可の内容等を公表するものとする。

- ③ その他所要の改正を行うこととする。

- （２）「道路法第４７条の３に係る行政処分等の基準について」の内容の詳細として、「道路法第４７条の３に係る行政処分等の基準の細部取扱いについて」及び「道路法第４７条の３に係る行政処分等の発出基準について」を新たに制定しました。